

市からのお知らせ

曾於市役所からみなさんに知ってほしい情報をまとめました。

新しい人権擁護委員の紹介

平成 28 年 12 月 31 日をもって 5 名の人権擁護委員が任期満了となり、1 名が再任で 4 名が退任されました。

退任された方は、1 期（3 年）から 5 期（15 年）の長きにわたり人権擁護委員としてご尽力いただきました。委員の方々には、法務大臣および鹿児島地方法務局長からそれぞれ感謝状が贈られました。

平成 29 年 1 月 1 日付けで再任および後任として新たに選任された人権擁護委員の方々には、法務大臣から委嘱状が交付されました。

【退任された人権擁護委員】

写真左から

- ▶ 住吉 勉 さん （委嘱期間：6 年）
- ▶ 大窪 義孝 さん （委嘱期間：15 年）
- ▶ 幸田 貞文 さん （委嘱期間：6 年）
- ▶ 南脇 ちよ子 さん （委嘱期間：3 年）



退任された人権擁護委員の皆さん

【再任および新たに委嘱された人権擁護委員】



中山 壽子 さん
再任（3 期目）



小原 忠教 さん
新任



丸岡 純昭 さん
新任



中川 晴雄 さん
新任



棚木原 チヨ子 さん
新任

末吉地区

大隅地区

財部地区

お問い合わせ先

市民課
☎ 0986-76-8805

年金をあきらめていた皆さんへ

平成29年8月から、年金を受け取るために必要な期間が10年になります

1 何が変わるのですか？

平成29年8月1日に施行される法改正により、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）が、25年から10年に短縮されます。

2 対象者は誰ですか？

これまでに受給資格期間が足りず、老齢年金を受給していない方のうち、すでに65歳以上で受給資格期間が10年以上の方が対象になります。

また、受給資格期間が10年以上あり、そのうち厚生年金保険（共済組合含む）の加入期間が1年以上ある62歳以上65歳未満の男性・60歳以上65歳未満の女性も厚生年金部分が受給可能となります。

3 手続きは必要ですか？

対象者の方には、誕生日の早い方から順に平成29年2月末～平成29年7月にかけて年金機構から黄色の「年金請求書」が送付される予定です。「年金請求書」が届いたら、必要事項をご記入のうえ、必要書類（住民票等）とあわせてお近くの年金事務所へご提出ください。

資格を満たしているのに請求書が送られてこない場合は、市役所年金担当窓口または年金事務所へお問い合わせください。

4 いつから受給できますか？

平成29年8月1日時点で受給権が発生した方は、平成29年9月分を平成29年10月にご指定の口座へお振込します。（以降、偶数月に2カ月分振込）

請求のお手続きが遅れた場合でも、受給権が発生した時点で遡って支給されるのでご安心ください。（手続きの効力は5年です）

5 受給できる年金額はどれくらいですか？

年金保険料を納めた期間に応じて、支給される年金額が決まります。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合があります。…たとえば10年間、国民年金のみ納めた方の年金額は、約195,000円です。

請求に関して、日本年金機構から事前にお電話することは一切ありません。口座を聞き出したり、手数料の支払いを求めたりする不審な電話にはご注意ください。

鹿屋年金事務所による移動相談

鹿屋年金事務所の移動年金相談が下記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。また、定員になり次第締め切らせていただきます。

期 日	時 間	場 所	予約先
3月 7日(火)	午前10時～午後3時	大隅支所 別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
4月 20日(木)		本庁（末吉）1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

※年金事務所へ直接相談に行かれる場合も予約が必要です。必ず☎ 0570-05-1165 までご連絡を。

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課
本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121（はじめは音声ガイドが対応します）



生活トラブルのはなし

通信販売の定期購入トラブル

お問い合わせ先

商工観光課
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

【事例】

インターネットで「ダイエット効果あり」「初回のみ500円」という健康食品の広告を見て興味を持ち、スマートフォンから注文した。商品が届いたので同封されていた請求書を確認すると、「定期購入で2回目以降は1箱4000円。5回継続しないと解約できない」と書かれていた。すぐに事業者に電話して「お試しで500円だと思ったから注文した。2回目以降はいらない」と解約を申し出たが、「サイトに定期購入と記載しているので途中で解約には応じられない」と断られた。

(40代女性)

消費者がホームページやSNS等で「健康によい」「ダイエットに効果がある」等とうたう広告を見て、「お試し」「1回だけ」のつもりで健康食品を通常価格より安い価格で購入したところ、実際は定期購入契約だったというトラブルが増加しています。

○ 定期購入をめぐるトラブルでは、消費者が自主的に停止手続きをしないと自動で定期購入へ切り替わってしまうケースや、消費者がサイトの購入条件をよく確認しないままお試し品と勘違いして注文し、後で解約をめぐるトラブルになるケースが多く見られます。

○ 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。事業者が返品可否や返品期限などの特約を設けている場合には原則としてそれに従うことになります。

○ サイトに、定期購入が購入の条件であることが分かりやすく表示されている場合は、消費者の都合で一方的に解約することは困難です。注文する前に契約内容や解約条件についてしっかり確認しましょう。

トラブルになった場合は、早めに消費生活センターにご相談ください。

広告

JAバンクはあらゆる農業シーンでお手伝いいたします！



JAそお鹿児島

本所 099-482-6807 大隅支所 099-482-6813
財部支所 0986-72-3114 末吉支所 0986-76-7703

子育てふれあいひろば

日	月	火	水	木	金	土
			1 子育てひろば おひなさまを 作ろう	2 親子ふれあい遊び おひなさまを作 ろう・お誕生会	3	4
5	6	7 子育てひろば 体を動かし て遊ぼう	8 子育てひろば 体を動かし て遊ぼう	9 親子ふれあい遊び ランチョンセ ミナー	10	11
12	13	14 子育てひろば 手作りバッグ を作ろう	15 子育てひろば 手作りバッグ を作ろう	16 育児講座 ヘアアレンジ メント講座	17	18
19	20 春分の日	21 子育てひろば お楽しみ会	22 子育てひろば お楽しみ会	23 親子ふれあい遊び お楽しみ会	24	25
26	27	28 子育てひろば ゲームをしよう	29 子育てひろば ゲームをしよう	30 親子ふれあい遊び ゲームをしよう	31	

【時間】

子育てひろば 午前 10 時～ 11 時 30 分
親子ふれあい遊び 午前 10 時～ 11 時 30 分
育児講座 午前 10 時～ 11 時 30 分

【場所】

- 生きいき健康センター
- 大隅弥五郎伝説の里
- 財部保健福祉センター
- 財部交流館



園庭開放

月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 3 時

育児相談

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

育児講座「ランチョンセミナー」

3/9 (木) 生きいき健康センター

講師：曾於市役所管理栄養士

時間：9:30～11:30

対象：曾於市在住 限定 10 組

自己負担 300 円

希望される方は 3/3 (金) までにお申し込みください。

育児講座「ヘアアレンジメント」

3/16 (木) 生きいき健康センター

講師：KAMI-YA 宗 塩田千草さん

時間：10:00～11:30

材料費：自己負担 800 円当日お願いします。

希望される方は 3/6 (月)～10 (金) までにお申し込みください。曾於市在住限定 10 組です。

※各育児講座を詳しく知りたい方は「子育て支援センター」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)

子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



特設人権相談所を開設

お問い合わせ先

財部支所地域振興課
市民係

☎ 0986-72-0934

曾於市では、特設人権相談所を開設します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの問題でお困りの方は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。当日の相談は無料で、曾於市の人権擁護委員が相談に応じ、秘密は堅く守られます。

＜＜特設人権相談所開設日＞＞

期 日	時 間	場 所
3月10日(金)	午前10時～午後3時	財部交流館

市民提案型地域づくり事業支援補助金の募集（事前審査）

自由な発想の地域づくり活動に対して補助金を交付します。

対象事業
本来行政が行う仕事を、市民等で構成する団体が提案し実践する事業

申請できる団体

▽3人以上で組織された団体
▽事務所が市内にあり、代表者が市内在住者であること

補助金額

テーマ自由型

▽新規事業
補助対象経費の90%の額（上限20万円）
▽継続事業（2回目）
補助対象経費の75%の額（上限15万円）
▽継続事業（3回目）
補助対象経費の50%の額（上限10万円）

テーマ指定型

▽補助対象経費の100%およびイベント参加者の飲食費の50%の額（上限20万円）
◆指定テーマ
・婚活事業
・外国人支援事業

受付締切 平成29年3月24日（金）まで

受付場所 本庁企画課

※詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ

企画課男女参画・協働推進係
☎0986-76-8802

平成29年度曾於市育英奨学生の募集

入学支度金・育英奨学資金の申請について

奨学生の資格

1 保護者が2年以上市内に住所を有し、今後も居住する見込みであること。

※世帯全員の総所得が600万円以内であること。

2 高等学校等、短期大学等または大学等に在学し、
（2人以上の場合は、700万円以内）
学校長の推薦があること。

3 ※入学支度金は短期大学等または大学等に4月に入学する者が対象
品行方正かつ健康であって、学費の支払いが困難であること。

4 貸与の期間が2年以上であること。ただし、入学支度金のみ
貸与を受ける場合または修業期間が1年間の学校の場合はこの
限りではない。

5 入学支度金の貸与を受ける場合は、
市外の寮・アパート等に居住（予定含む）すること。

対象となる学校

1 高等学校等

2 高等学校、特別支援学校の高等部、修業年限3年以上の専修学
校の高等課程）
短期大学等

3 短期大学、農業大学校）
大学等

（学校教育法に規定する大学、大学院、これらに相当する外国の大学）
※通信制または定時制課程のものを除く。

申請期間（入学支度金申請および育英奨学資金申請共通）

平成29年2月1日（水）～ 3月31日（金）

貸与額

1 入学支度金 1回に限り50万円

2 育英奨学資金

高等学校等に在学する方 月額1万円（年額12万円）
短期大学等および大学等に在学する方 月額4万円（年額48万円）

平成 29 年度曾於市育英奨学生の募集 - 続き

貸与時期

- 1 入学支度金 3月（原則、入学する年の3月までに貸与します。）
※ただし、3月中の支払は、平成29年3月10日（金）までの申請に限りません。

- 2 育英奨学資金 7月（4月～7月分）、8月（8月～11月分）、12月（12月～3月分）

貸与期間

- 1 入学支度金 1回のみ
- 2 育英奨学資金 貸与開始年度の4月から

学校の正規の修業期間を終了するまで

※毎年度4月に更新。（対象者へ教育委員会から通知します）
更新をしない場合は、継続した貸与ができなくなります。
必ず更新手続きをしてください。通算して7年が限度です。

返還方法

- 1 入学支度金

入学して6カ月後（10月）から在学期間内に、その金額を月賦、半年賦又は年賦で返還することになります。ただし、その返還期間は願い出により5年間まで延長することができます。

- 2 育英奨学資金

学校を卒業して6カ月後（10月）から貸与年数の2倍の期間内（最大10年以内）に、月賦、半年賦または年賦で返還することになります。

※入学支度金および育英奨学資金は無利子となっています。

申請書類

- 1 曾於市育英奨学生願書【様式第1号】
- 2 曾於市育英奨学生推薦調書【様式第2号】
- 3 健康診断書【様式第2号の2】
- 4 在学証明書（合格通知書または入学通知書の写し可）
- 5 住民票謄本
- 6 世帯全員の所得証明書（曾於市役所税務課発行の奨学金用所得証明書）

- 7 市外の寮・アパート等の契約書の写しまたは居住が確認できる書類

- 8 曾於市育英奨学資金借用申立書【様式第3号の2】

- 9 曾於市育英奨学資金借用申立書（入学支度金用）【様式第3号の2】

- 10 誓約書【様式第3号の3】

- 11 債権者登録申請書【様式第46号】

- 12 請求書兼振込依頼書

- 13 印鑑証明書（保護者および連帯保証人）

- 14 振込先口座通帳の写し

※ 1～3および8～12の書類は教育委員会の指定する様式があります。

左記問い合わせ先にて配布、または、曾於市ホームページから申請書類をダウンロードすることができます。

○1～6までの書類は入学支度金および育英奨学資金共通の申請書類です。

入学支度金のみ申請される方 1～7、9～14の書類を各1部

育英奨学資金のみ申請される方 1～6の書類を各1部

入学支度金と育英奨学資金の両方を申請される方 1～14の書類を各1部

連帯保証人

- 1 保護者 1人

- 2 一親等以外の者 1人

※同一世帯内で連帯保証人を2人立てることはできません。

お問い合わせ先

曾於市教育委員会

総務課（市役所大隅支所3階）

☎ 099-482-5956

末吉分室（末吉中央公民館内）

☎ 0986-76-8814

財部分室（財部中央公民館内）

☎ 0986-72-0945



曾於市農業委員会委員の候補者を募集

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会委員（農業委員）の公選制が廃止され、市町村議会の同意を必要とする市町村長の任命制に変更されました。

曾於市では、推薦および一般募集による曾於市農業委員候補者を次のとおり募集します。

募集人数

19人（うち過半数以上を認定農業者とする。その他利害関係を有さない者、女性等の登用を図る）

任用期間

平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間

業務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う調査・指導等

委員報酬

4万6千円（月額）

推薦を受ける者および一般募集に応募する者の資格

- (1) 市内に住所を有する者
- ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない
- (2) 市の付属機関の委員でない者
- (3) 市の職員でない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者
- (5) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

推薦および一般募集の方法

- (1) 市内の地区または全域からの推薦を受ける場合
曾於市農業委員会委員推薦書（個人推薦・様式第1号）に必要事項を記入し、農業者等3人以上が連署して、推薦してください。
- (2) 団体等から推薦を受ける場合
曾於市農業委員会委員推薦書（法人または団体推薦・様式第2号）に必要事項を記入し、その推薦をする法人または団体の代表者が推薦してください。

(3) 一般募集

自ら応募するときは、曾於市農業委員会委員応募届出書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出してください。

選考方法

曾於市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類等をもとに選考します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

推薦、一般募集の手続きおよび提出先等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、下記（事務局または分室）窓口へご提出ください。

受付期間

平成29年4月11日（火）から平成29年5月8日（月）までの28日間

（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）
※ただし、土・日・祝日の場合は、受付できません。

その他

受付期間の中間および期間終了後に曾於市のホームページ等で、提出のあった推薦および一般募集に係る書類をもとに次の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者および一般応募に応募した者の氏名、職業、年齢等
- (2) 推薦を受けた者の数およびその内の認定農業者の数、応募した者の数

※ 様式第1号から様式第3号については、農業委員会事務局または各分室にお問い合わせください。

お問い合わせ先

曾於市農業委員会事務局（市役所 財部支所内）
曾於市農業委員会末吉分室（市役所 本庁内）
曾於市農業委員会大隅分室（市役所大隅支所内）

☎ 0986-72-0947
☎ 0986-76-8818
☎ 099-482-5959

災害時に市から発令される避難情報の名称が変わります

昨年の水害で、高齢者の被災が相次いだことを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを確認するために「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、併せて避難勧告と避難指示の差異が明確となるように「避難指示」を「避難指示（緊急）」に名称を変更しました。

低 緊急性 高	変更前	現在	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
	避難準備情報	避難準備・ 高齢者等避難開始	□避難に時間のかかる要配慮者（※1）とその支援者は立退き避難しましょう。 □その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましいです。 □特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、それぞれの災害に対応した緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれます。
	※変更なし	避難勧告	□予想される災害に対応した緊急避難場所へ速やかに立退き避難しましょう。 □緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険をおよぼしかねないと自分で判断される場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保（屋内のより安全な場所への移動）（※2）」を行いましょう。
	避難指示	避難指示（緊急）	□既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難してください。 □緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険をおよぼしかねないと自分で判断される場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行ってください。 □津波については強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要です。（※3）

※1 要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方をいいます。

※2 例えば土砂災害の場合、「1階よりも2階」、「崖（がけ）から最も離れた部屋」など、今いる屋内の中でより安全な場所に避難することをいいます。

※3 曾於市は津波の心配はありませんが、旅行先などで地元自治体からメール等で指示される場合があります。その際は、速やかに避難行動をとってください。

☆事前にできること

- ①災害リスク（土砂崩れが起きやすい、川が近い、同居している家族に高齢者や小さい子どもがいるなど）を知り、もし災害が起きたらどうなるかを考えて、避難のタイミングを確認しておきましょう。
- ②近くの避難場所を市のホームページや防災ガイドブック・防災マップなどで確認しておきましょう。防災ガイドブック・防災マップは市のホームページで掲載しているほか、市役所総務課または各支所地域振興課で配布しています。

お問い合わせ先

総務課・各支所地域振興課

本庁 ☎ 0986-76-8801 大隅 ☎ 099-482-5921 財部 ☎ 0986-72-0931

曾於北部地区畑地かんがい施設整備事業について

曾於北部地区においては、谷川内ダムを水源とした受益面積 2,052ha の国営事業が平成8年度に着工し、平成26年度に完了しました。

また、支線水路と給水栓の設置や散水施設の整備を行なう県営事業が実施中であり、平成26年3月末から一部通水が始まっています。

そこで今回は、「具体的な手続き」について説明します。

～曾於市畑地かんがい営農推進本部～

具体的な手続き

「給水栓設置」 および「散水施設工事」と「水利用」の手続きは別々！

各ほ場への給水栓設置については、受益者負担はありませんが、個人のほ場に給水栓を設置するため、施工同意をいただくことになります。

また、ほ場内の末端散水施設が必要な場合は工事設計申し込みを行い、事業によって整備します。

水利用を開始する場合は、水利用申請手続きを行う必要があります。手続きを行って初めて、水利用料金が発生するとともに、水の使用ができるようになるよ！

給水栓設置の場合



★将来の水利用のために、給水栓（蛇口）をぜひ設置しましょう！



バルブちゃん

散水施設を導入する場合



★畑かん事業では、約2割の負担で散水施設が整備できます！

★散水器具の申込みはお早めに！

水利用料金（経常賦課金）

品目名	利用料金（10a 当たり）
普通畑	3,600 円
ハウス	6,000 円
茶 園	12,000 円

8割補助なんだね



★給水栓設置に関する問い合わせは、本庁耕地課まで（☎ 0986-76-8810）

★散水施設・水利用に関する問い合わせは、曾於北部土地改良区まで（☎ 0986-72-0455）